

雲南市告示第188号

雲南市空き家再生推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家を地域コミュニティの活動拠点施設に改修することにより、居住環境の改善及び地域コミュニティの維持・再生を図るとともに、関係人口の創出・拡大及び二地域居住の促進を通じた地域活性化に資することを目的とする雲南市空き家再生推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存する使用されていない建築物（近く使用されなくなる予定のものを含む。）で、次のいずれかに該当するもののうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び旅館業法（昭和23年法律第138号）等の関係法令に適合していること若しくは適合するように改修若しくは措置等が実施されるものをいう。

ア 今後も居住の用に供される見込みのない住宅

イ 従来用途に供される見込みのない住宅以外の建築物（店舗、工場、倉庫等）

(2) 関係人口 雲南市への移住や定住には至らないが、継続的に地域と関わりを持つ都市住民その他の者をいう。

(3) 二地域居住 都市部その他の地域と雲南市の両方に生活・活動の拠点をもち、定期的に往来しながら生活する形態をいう。

(4) 地域づくり 地域自主組織や地域住民団体が主体となって行う地域コミュニティの維持・再生、交流促進、担い手育成及び生活支援その他地域の課題解決に資する活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、対象となる空き家の所有者又は賃借人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該事業に要する経費について、国又は地方公共団体が交付する他の補助金の交付を受けていないもの

- (2) 雲南市税の滞納がないもの
- (3) 雲南市暴力団排除条例（平成24年雲南市条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が関与していないもの
- (4) 公序良俗に反する活動を行わないもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等を営まないもの
- (6) 政治性又は宗教性のある事業を行わないもの
（補助対象事業等）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家を次の各号のいずれかの用途に供するため、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する施設（以下「対象施設」という。）に増築、改築等を行う事業とする。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) 二地域居住者若しくは関係人口の受入に資する滞在施設
- (7) 地域住民と来訪者が共に活動できる多目的施設

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

3 補助対象事業は、事業を実施する年度の2月末までに完了し、かつ、第10条に規定する実績報告ができるものでなければならない。

4 補助金の交付は、同一の空き家につき1回限りとする。
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 改修予定箇所の現況が確認できる写真
- (3) 土地及び建物の不動産登記事項証明書（発行の日から3月以内のもの）
- (4) 土地又は建物の賃貸借契約書等、当該補助対象物件を使用及び改修等する権利を有する者であることを証明する書類（申請者が当該空き家及びその敷地の所有者でない場合のみ）
- (5) 補助対象事業の内容が分かる図書（事業計画書、平面図（改修前、改修

後)、工事費見積書(補助対象経費が明確に判別できるもの)等)

(6) 誓約書

(7) 雲南市税の滞納がないことが分かる証明書等

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係権利者の承諾)

第6条 申請者が、当該空き家及びその敷地の所有者でない場合は、実施する補助対象事業について、当該空き家の所有者又は賃貸人(以下「所有者等」という。)の承諾(改修内容、改修費用の負担及び原状回復に関する合意を含む。)を得なければならない。

2 前項の場合であって、当該空き家の所有者等が複数の場合は、共有者の全員の承諾を得なければならない。ただし、実施する補助対象事業の内容が軽微な修繕等の範囲内であると市長が認める場合は、持分の過半数を有する者の承諾で足りるものとする。

3 申請者が当該空き家の所有者等の一人の場合は、実施する補助対象事業について他の所有者等全員の承諾を得なければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(地域との連携及び承諾)

第7条 申請者は、補助対象事業の実施に当たり、空き家の用途、運営方法その他活用内容及び地域づくりへの関わりについて、あらかじめ地域自主組織等に説明し、必要な協議を行った上で、その承諾を得なければならない。また、その状況を市長に報告しなければならない。なお、地域自主組織等との関係において、実施する補助対象事業が適当でないと認められたときは、補助金の交付を取り消す場合がある。

(交付決定)

第8条 市長は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則第13条に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この書類の提出を省略することができる。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をするとき。

(2) 補助対象事業の内容の変更をするとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条の手續に準じて承認するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、規則第14条の補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図面（改修箇所・改修方法等がわかる図面）
- (2) 施工状況写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 改修工事に要した費用の領収書の写し
- (5) 関係法令に適合していることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(改修後の空き家活用)

第12条 交付決定者は、補助事業の完了日から10年を経過するまでの間、地域コミュニティの維持及び再生に資する用途で当該空き家を継続的に活用するものとする。

2 交付決定者は、補助事業の完了日から10年を経過する前に当該空き家の活用を終了する場合は、既に交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。

(補助金の返還免除)

第13条 交付決定者が補助事業の完了日から10年を経過する前に当該空き家の活用を終了した理由が次の各号のいずれかによるものであるときは、市長は、交付決定者に対して前条第2項の規定による補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害により当該空き家が滅失又は著しく損壊したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めたとき。

(状況報告・広報への協力)

第14条 交付決定者は、補助事業完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うものとする。

2 交付決定者は、補助事業完了後も地域づくり、関係人口の受入れ及び二地域居住の促進に係る取組状況について、市が実施するヒアリング、事例集作成その他の広報活動に協力するよう努めるものとする。

3 前項に基づく了承について、交付決定者が当該空き家の所有者等と異なる

場合は、事前に所有者等の承諾を得ておくものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月30日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金額
補助対象事業を実施するための改修工事に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費 (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費 (3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費 (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費 (5) 耐震改修工事に要する経費 (6) その他市長が認める工事に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、上限100万円を限度とする。 (1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)ただし、耐震改修工事を併せて行う場合は上限200万円を限度とする。